

## 原発賠償京都訴訟原告団の声明文

2024年12月18日に大阪高裁で行われた原発賠償京都訴訟控訴審における第12民事部 牧賢二裁判長、島戸真裁判官、内田貴文裁判官3名の出した判決に対し、原告一同、深い怨嗟と激しい怒りをもって抗議します。

またこの判決の前日、経産産業省が次期第7次エネルギー基本計画の原案を公表しました。2040年時点での発電コストを試算し、原発はコストが上がるとした上で、原発推進への大転換を示したのです。これは被告である国が、原発事故被災者のみならず国民に対し、「原発は今後も事故を起こしたとしても責任は取らずに稼働していく」と言っているようなものであり、あらためて被告国に対しても抗議します。

原発賠償京都訴訟控訴審の牧判決は、2018年の京都地裁浅見判決で認められていた避難の期間を、広げるどころか縮小させ、避難を認められていた原告の避難の相当性を認めず、生活に困窮し、PTSDに苦しむ原告らから賠償金まで取り消すなどしました。

そして浅見判決では、政府機関である地震推進本部が2002年に公表した「長期評価」において「津波の到来は予見でき、国は東電に対応を命じなかったのは違法」としていました。牧判決は、「仮に経済産業大臣が、長期評価を踏まえた技術適合命令を発して、津波による原発事故を防ぐための適切な措置を東電に義務付け、東電が履行していたとしても、同様の事故が発生していた可能性が相当にある」として、国の責任は認めませんでした。

牧判決には多くの過ちが含まれ原告らは認めることはできません。

一、原発事故はいまだ収束していない事実を理解していません。緊急事態宣言は解除されていません。農産物や魚介類の出荷制限は今でも続き、原発事故近隣都県住民の苦悩と実害は解消されていません。原告の半数以上がPTSDのリスクにさらされ、その2割が実際にPTSDの罹患者であり、避難することは当然の権利なのです。

一、牧判決を書いた牧賢二裁判長、島戸真裁判官、内田貴文裁判官は、原告のみならず国民に対し大きな失望、不安を与えました。これから数年後に90パーセント以上の確率で西日本を襲うであろう南海トラフ地震を前に、原発事故の責任を被告国に取らせ、すぐに対応させなければならぬのに罪の免除証明書を与えたようなものです。

一、被告国の原発推進の虚構をさらし、墓穴を掘ったことです。

牧判決は、2022年6月17日にあった生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟への最高裁不当判決にならぬ、最高裁判決と同じ文体で「同様の事故が発生

していた可能性が相当にある」としつつも、国は事故前から「長期評価」で津波予測できたと認めました。これは、国が認める組織が事故の想定が出来ていて、対策を取ったとしても、想定不能な大津波が来たら、原発事故は避けられず、国策として次期第 7 次エネルギー基本計画を示し推進していく中でも責任は取れないし国民の被災は賠償しないということを示唆しています。

被告らが国民に対し、原発事故に関する情報を統制してきた中で、国民はうすうす原発とは危険な施設なのではないかという不安の中生活してきました。牧判決ではそれが強調されたといえます。

一、牧判決が憲法 76 条にある裁判官自身の良心に従い独立してその職権を行ったのか、ましてや公務員としての倫理感すら持ち得ていたのかがわからない点です。以前牧裁判長は、各原爆症認定申請却下処分取消等請求事件の裁判で「低線量被ばく」について、高い線量域に達しなければ影響がないとはいえないとし、当時 4 歳だった原告への被曝の影響を加味した判決を書いています。今回のわれわれ原発賠償京都訴訟の判決に際し、「避難の相当性」にかかわる一切の「低線量被ばく」に対する知見を無視し、子ども原告の避難の権利を認めませんでした。過去に自身が書いた判決文と反対のことを書いてまで、被告「国」を守りたかった理由は何だったのでしょうか。

一、牧判決を書いた牧賢二裁判長、島戸真裁判官、内田貴文裁判官は、以上の理由などにより、司法の劣化を印象づけ、大阪高等裁判所の信頼を地に落としてしまったことは否めないということです。

私たちは、避難した実情に向き合わなかった牧判決を忘れない。

私たちは、国際法に基づく避難の権利を無視した牧判決を忘れない。

私たちは、放射性物質で汚染された地域を見捨てた牧判決を忘れない。

私たちは、原発事故被災者の声を聞かなかった牧判決を、忘れない。

私たちは、「法の番人」としての職務を放棄した牧判決を忘れない。

私たちは、三権分立を守れなかった牧判決を決して忘れない。

最高裁判所には、東電と蜜月の大手法律事務所から来た宮川美津子判事が第一小法廷に、草野耕一判事が第二小法廷に就任しており、2022 年 6 月 17 日に不当判決を書いた菅野博之元裁判長は同年 8 月 3 日に東電の代理人を務める大手法律事務所の顧問になり、「千葉意見書」を書いた千葉勝美元最高裁判事においても東電と蜜月の大手法律事務所の顧問になっているように、被告国と東電に有利の状況の中上告し、審理を待ちます。私たち原発賠償京都訴訟原告団は、この牧判決に屈せず、正義の実現に向けて最高裁での国との闘争に臨む覚悟です。

2024 年 12 月 28 日 原発賠償京都訴訟原告一同